平成18年７月13日

株　主　各　位

名古屋市中川区八田町106番地の１
（本店所在地：名古屋市中区栄三丁目４番21号）
株式会社トーシン
代表取締役社長　石　田　信　文

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、平成18年７月27日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成18年７月28日（金曜日）　午前10時
２．場　　所　名古屋市中区栄三丁目１番８号
　　名古屋栄　東急イン　アイビールーム
３．会議の目的事項
報告事項　１．第20期（平成17年５月１日から平成18年４月30日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第20期（平成17年５月１日から平成18年４月30日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第１号議案　第20期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
４．その他株主総会招集に関する事項
　代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以　上

１．添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウエブサイト（http://www.aspir.co.jp/koukoku/9444/9444.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

営　業　報　告　書

（平成17年５月１日から
平成18年４月30日まで）

１．営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、企業収益の改善、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、回復基調が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループは、移動体通信関連事業における販売基盤を中心とする営業力の増強、不動産事業の市場動向に応じた多角化への取組み、新規事業としてのリゾート事業への進出、そしてフード２業態の事業化に努めてまいりました。

この結果、当期における当社グループの売上高は、141億７千９百万円（前期比30億１千９百万円増、27.1％増）となりました。当社グループの利益面におきましては、経常利益は７億９千１百万円（前期比５億６千１百万円増、244.5％増）、当期純利益は３億３千５百万円（前期比２億５千２百万円増、303.4％増）となりました。売上高、利益とも平成12年４月期（売上高137億６千万円、経常利益３億５千８百万円、当期純利益１億８千３百万円）を超える過去最高の経営成績を達成することができました。なお、財務体質面では、当期より移動体通信関連事業の携帯店舗で保有する有形固定資産について、従来の法定耐用年数から実績に基づく使用可能予測期間である５年に変更することで減価償却を促進し、一層の健全化を図りました。この結果、従来の方法に比較して、連結営業利益及び連結経常利益が３千万円、税金等調整前当期純利益が９千８百万円減少しました。また、フード事業における飲食店舗で保有する建物、構築物、リース資産については、減損会計を適用し減損損失として、３千９百万円計上しました。

また、当社の売上高は141億３千１百万円（前期比29億６千２百万円増、26.5％増）、経常利益は７億９千２百万円（前期比５億６千３百万円増、246.2％増）、当期純利益は３億３千６百万円（前期比２億５千４百万円増、308.1％増）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

移動体通信関連事業

移動体通信関連事業の業界環境におきましては、携帯電話の累積契約数が、平成18年４月末現在で9,227万台を超え、新規の需要から機種変更への需要に

シフトしてきたことから、各通信事業者は、第三世代携帯電話への移行促進、テレビ付き端末や決済機能付き端末、格安なデータ通信料の定額制の導入等、特徴のある商品やサービスを投入してまいりました。また、平成18年11月には「携帯番号継続利用制」の導入が決定されました。

そうしたなか、当社グループは「携帯番号継続利用制」導入も視野に入れて、キャリアショップを中心に新規出店７店舗（auショップ３店舗、vodafoneショップ３店舗、独自ショップ１店舗）と、２店舗の移転を行いました。また、既存店舗は３年間で全店改装の方針のもと、２年目の今期は13店舗の改装を実施しました。これらにより、当期末現在の店舗体制は、直営の専売店が46店舗、併売店４店舗、ＦＣ加盟店の専売店が16店舗の合計66店舗となり、契約数増加に大きく寄与しました。一方、携帯端末の性能や機能が高度化しているなか、お客様のニーズに柔軟に対応できる接客技術の向上が最重要課題であると認識し、店舗スタッフの教育に継続して取り組んでおります。

この結果、契約件数は新規・機種変更合わせて、前期に比べ19％増加し、168千件となりました。また、売上高は126億６千１百万円となり前期に比べ19.7％増加しました。

不動産事業

名古屋初となった賃貸マンションの開発型不動産の流動化事業を核として、マンション・オフィスビル等の開発企画及びプロジェクト推進、アセットマネジメント、プロパティマネジメント等、不動産市場動向に応じた最適な事業の構築に取り組んでいます。

当期においては、名古屋市東区の当社所有販売用不動産（土地）を11億円で売却しました。当初は、本件土地上に「さくらHills IZUMI TOWER」の建築を平成19年12月竣工予定で企画しておりましたが、当該事業計画を遂行することによる収益性と比較し、より高い確実な収益が確保できることから売却したものであります。

また、開発型証券化スキームによる賃貸マンション事業に本格的に着手するために、新生銀行との共同出資による不動産ファンドの有限責任中間法人「CJF」（セントラルジャパンファンド）を設立しました。最終的な事業規模は、150億円となる見込みです。ファンド構想組み入れ第１弾として、同じく新生銀行とSPC（特定目的会社）「さくらHills　富士見町」を設立、証券化の対象となる同名の物件（敷地面積1,409.04㎡、地上14階建て、118室で、平成19年６月完工予定）を名古屋市中区富士見町に建設中です。

併せて、新たにSPCを設立し、第２弾として名古屋市中村区那古野に２物件、同西区那古野に１物件、第３弾として同中村区椿町に１物件建設する計画であり、引き続き第４弾・第５弾の物件を検討中であります。

一方、当社単独SPC方式では、東海地区初の開発型証券化物件として、平成17年８月に完成した「さくらHills　ARATAMA」（名古屋市瑞穂区瑞穂通、69

戸）は、年10％前後の利回りで運用を開始しました。さらに当社単独で３棟を、名古屋市中区金山地区と同南区桜本町地区（２棟）で計画中です。
なお、当期末現在で、名古屋市内に賃貸用マンション165室、テナント・賃貸用事務所1,566坪を所有しております。
この結果、不動産事業の家賃収入を含めた当期の売上高は、13億９千８百万円（前期比８億６千１百万円増、160.7％増）となりました。

リゾート事業

100％子会社トーシンリゾート株式会社は、平成18年３月30日をもって、栃木県栃木市の「太郎門サービス株式会社」が運営する「太郎門カントリー倶楽部」の営業譲渡を受け、名称を「TOSHIN TOKYO North Hills Golf Course」と改めて営業を開始しました。
また、岐阜県加茂郡富加町の「富加開発株式会社」が運営する「富加カントリー倶楽部」については、平成18年３月31日付で運営受託を開始しました。
当期中の 売上高は、約１ヶ月分の計上で４千７百万円となりました。

フード事業

当社独自のコンセプトに基づく京風鍋と焼酎の和風料理店「大黒屋善次郎」及びカフェ事業である「カフェ・アンジェリーナ」の２業態の事業化に向け、全社挙げて取り組んでいます。
当期中の売上高は、７千２百万円（前期比２千１百万円増、43.4％増）となりました。

部門別売上高

区分	売上高	構成比
移動体通信関連事業	12,661,543千円	89.3％
不動産事業	1,398,004千円	9.9％
リゾート事業	47,365千円	0.3％
フード事業	72,344千円	0.5％
合計	14,179,256千円	100.0％

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

平成18年３月に、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行い10億円を調達いたしました。SPC（特定目的会社）への出資を含め不動産事業関連への投融資に充当しました。

また、当期における設備投資の主なものは次のとおりであります。

１．ゴルフ場の土地・建物他

２．携帯電話ショップの内装工事

３．福利厚生（宿泊）施設

なお、設備に要した総額は、10億２百万円で、この所要資金は借入金及び自己資金により充当しております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

移動体通信機器市場の成熟化及び競争激化が続いており、不動産事業やリゾート事業など新規事業による成長性と利益の確保が課題となっています。

① 移動体通信関連事業は、お客様第一主義のもと、auショップ、vodafoneショップ、ドコモサイト店の「専売店（キャリアショップ）」並びに当社店舗ブランドである「ケータイマーケット」の出店を進めてまいりますが、今後は、集客の見込めるショッピングセンター内に展開する方針です。また、「携帯番号継続利用制」導入に万全の体制で備えます。

② 移動体通信関連事業のエリア別戦略は、中部地区とともにマーケットの大きな関東エリアも重点地区として位置付け、通信事業者とも連携を強化しつつ出店を行ってまいります。また、既存店舗については、全店舗の改装を進め、売り場環境の整備に取り組んでおります。

③ 不動産事業につきましては、移動体通信関連事業に続く重点事業と位置付け、従来の賃貸ビル及び賃貸マンションの効率運営に加え、開発型の不動産流動化事業、アセットマネジメントやプロパティマネジメント業務の推進などで、更なる利益を確保してまいります。

④ ゴルフ場やホテルの運営管理などのリゾート事業を展開します。多数のゴルフ場をオペレーションすることで集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに、施設整備と魅力的なサービスを提供します。

⑤ 人材の開発・確保につきましては、社内ベンチャー制度の導入や外部の研修機関を利用した社員研修とＯＪＴの充実並びに貢献主義に基づく評価制度を定着させ、活力溢れる企業集団を創り上げてまいります。

⑥　一層のサービス向上を図るため、プライバシーマークの取得に向けた取組みや継続的にお客様アンケートを実施しています。アンケートは、お客様の声として当社社長室で承り、サービスの充実に努めています。

⑦　効率経営を実践し、売上高経常利益率３％以上を継続・確保できる経営体質づくりを目指します。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①　企業集団における営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第 17 期 平成15年４月期	第 18 期 平成16年４月期	第 19 期 平成17年４月期	第 20 期 平成18年４月期
売　上　高(千円)	9,401,531	8,849,057	11,160,117	14,179,256
経 常 利 益(千円)	279,421	309,794	229,774	791,506
当期純利益(千円)	51,804	11,648	83,132	335,319
１株当たり 当期純利益	8,484円23銭	1,907円76銭	3,366円30銭	1,092円87銭
総　資　産(千円)	4,947,887	5,807,402	6,436,233	9,797,141
純　資　産(千円)	1,587,189	1,570,474	1,631,169	1,941,546

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、自己株式は控除し計算しております。

②　当社における営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第 17 期 平成15年４月期	第 18 期 平成16年４月期	第 19 期 平成17年４月期	第 20 期 平成18年４月期
売　上　高(千円)	9,340,058	8,849,057	11,168,998	14,131,936
経 常 利 益(千円)	259,930	295,723	228,904	792,372
当期純利益(千円)	74,546	8,798	82,442	336,486
１株当たり 当期純利益	12,208円67銭	1,440円93銭	3,338円38銭	1,096円62銭
総　資　産(千円)	4,973,923	5,841,849	6,470,228	9,810,952
純　資　産(千円)	1,624,667	1,605,101	1,665,107	1,976,650

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、自己株式は控除し計算しております。

２．会社の概況（平成18年４月30日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、携帯電話等の移動体通信回線利用加入者の募集及びその機器の卸・小売りを主要業務としており、マンション・事務所等の賃貸・不動産販売、リゾート事業やフード事業も行っております。

(2) 企業集団の主要な事業所

当社

本社　　名古屋市中区栄三丁目４番21号
LACHICｵﾌｨｽ　名古屋市中区栄三丁目６番１号栄三丁目ビルディング
LACHIC11階
関東支店　東京都港区虎ノ門五丁目13番１号
虎ノ門40MTビル９階
静岡支店　静岡市葵区東千代田一丁目７番12号
長野支店　長野県松本市大字芳川村井町823番地１

［vodafoneショップ　29店舗］
愛知県　15店、静岡県　８店、三重県　２店、
岐阜県　２店、長野県　１店、東京都　１店

［auショップ　32店舗］
愛知県　17店、静岡県　４店、三重県　３店、
岐阜県　３店、長野県　３店、東京都　２店

［TU-KAショップ　１店舗］
愛知県　１店

［ケータイマーケット　４店舗］
愛知県　３店、東京都　１店

［和風料理店 大黒屋善次郎　１店舗］
愛知県　１店

［ＣＡＦＥ ＡＮＧＥＬＩＮＡ　１店舗］
愛知県　１店

子会社　２社

さくらアセットマネジメント株式会社
名古屋市中区栄三丁目４番21号
トーシンリゾート株式会社
名古屋市中区栄三丁目４番21号

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数　1,193,782.08株

② 発行済株式の総数　308,333.52株

（注）１．平成17年３月７日開催の取締役会において、平成17年６月20日付をもって普通株式１株を３株に分割することを決議しました。これによる増加株数は49,740.92株であります。

２．平成17年10月31日付で新株引受権行使による新株発行を行い発行済株式の総数が74,611.38株から77,083.38株になり2,472株増加いたしました。

３．平成17年９月12日開催の取締役会において、平成17年12月20日付をもって普通株式１株を４株に分割することを決議しました。これによる増加株数は231,250.14株であります。

４．平成18年３月14日開催の取締役会において、平成18年５月１日付をもって普通株式１株を２株に分割することを決議しました。これによる増加株数は308,333.48株であります。

③ 株主総数　12,172名

（注）　株主総数は前期末に比べ9,234名増加しました。

④ 新株予約権の状況

１．平成16年７月30日開催の定時株主総会の決議に基づくもの

・新株予約権の数　372個

・目的となる株式の種類及び数　普通株式　8,928株

・新株予約権の発行価額　無償

２．平成17年７月29日開催の定時株主総会の決議に基づくもの

・新株予約権の数　6,012個

・目的となる株式の種類及び数　普通株式　24,048株

・新株予約権の発行価額　無償

⑤　大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
株式会社ジェット	111,520.00	36.19	－	—
石田信文	21,679.92	7.03	－	—
石田ゆかり	11,016.00	3.57	－	—
山田正義	11,000.00	3.56	－	—
ボーダフォン株式会社	7,200.00	2.33	－	—
トーシン従業員持株会	3,729.00	1.21	－	—
中央三井信託銀行株式会社	3,600.00	1.16	－	—
山田月子	3,504.00	1.13	－	—
花井敏隆	2,340.00	0.75	－	—
株式会社トップ	2,160.00	0.70	－	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,160.00	0.70	－	—

（注）　議決権比率に関しましては、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑥　自己株式の取得、処分等及び保有

イ．取得株式

普通株式　　74.8株

取得価額の総額　　－千円

ロ．決算期における保有株式

普通株式　　81.6株

(4) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数及び議決権比率	
		持株数	議決権比率
	千円	株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,573,282	2,160.0	0.70
株式会社静岡銀行	888,000	—	—
株式会社みずほ銀行	775,000	—	—
株式会社三井住友銀行	300,000	—	—
瀬戸信用金庫	271,280	—	—
株式会社大垣共立銀行	217,512	—	—
株式会社りそな銀行	200,000	—	—
株式会社百五銀行	105,000	—	—
株式会社名古屋銀行	18,900	—	—

(5) 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	78	28増	35.7	6.2
女性	169	19増	24.7	3.1
合計又は平均	247	47増	28.0	4.2

(注) 1．上記にはアルバイト56名は含まれておりません。
2．平成18年３月30日付で営業を譲り受けたゴルフ場「TOSHIN TOKYO North Hills Golf Course」の人員（34名）を含んでおります。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
さくらアセットマネジメント株式会社	50,000	100	不動産に係わる事業全般
トーシンリゾート株式会社	10,000	100	ゴルフ場及びホテルの運営管理

② 企業結合の経過

１．さくらアセットマネジメント株式会社
平成18年３月31日付で株式会社マジックから商号変更しました。

２．トーシンリゾート株式会社
平成18年３月31日付でTOKYO North Hills カントリークラブ株式会社（当社100％出資、平成17年９月14日設立）から商号変更しました。

③ 企業結合の成果

当期の連結売上高は141億７千９百万円（前期比30億１千９百万円増、27.1％増）、連結当期純利益は３億３千５百万円（前期比２億５千２百万円増、303.4％増）であります。

(7) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当又は主たる職業
代表取締役社長	石田信文	
取締役	原田国保	企画部長
取締役	石田ゆかり	総務部長
取締役	宮川勝美	管理部長
取締役	山本政永	
取締役	加藤悦生	
常勤監査役	深谷隆雄	税理士
監査役	異相武憲	弁護士
監査役	藤田謙次	藤田設計事務所所長

（注）１．取締役の加藤悦生及び山本政永の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役の深谷隆雄、異相武憲、藤田謙次の３氏は、社外監査役であります。

(8) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

・平成17年８月13日発行の新株予約権

① 発行した新株予約権の数

6,012個（新株予約権１個につき４株）

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　24,048株(平成17年12月20日、１株を４株に株式分割)

③ 新株予約権の発行価額

無償

④ 権利行使時の１株当たり払込金額

26,267.25円

⑤ 行使の条件

１．行使期間は平成17年８月13日から平成23年７月31日までとする。

２．各新株予約権の部分行使はできないものとする。

３．その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑥ 消却の事由と条件

１．権利行使前に一定の地位を喪失したこと等（権利行使の条件に該当しなくなった場合を含む）により、新株予約権を行使できなくなった場合に、当社は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

２．当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または、株式移転の議案について、株主総会の承認決議がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で消却することができる。

⑦ 有利な条件の内容

当社の取締役、従業員及び取引先に対し新株予約権を無償で発行した。

⑧　割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

イ．当社取締役

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
石田信文	1,500個	普通株式　6,000株
石田ゆかり	500個	普通株式　2,000株
原田国保	19個	普通株式　76株
宮川勝美	25個	普通株式　100株

ロ．当社従業員（上位10名）

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
中根秀平	18個	普通株式　72株
大井信治	6個	普通株式　24株
江本健一	3個	普通株式　12株
加藤尚彦	3個	普通株式　12株
鈴木彰彦	2個	普通株式　8株
石原政光	2個	普通株式　8株
栗田東学	2個	普通株式　8株
神谷美佐子	2個	普通株式　8株
宇佐美直美	1個	普通株式　4株
吉岡紀子	1個	普通株式　4株

ハ．当社取引先

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
株式会社トップ	2,000個	普通株式　8,000株
株式会社YURI&CO	500個	普通株式　2,000株
株式会社ユーアイコーポレーション	500個	普通株式　2,000株
株式会社マックス	500個	普通株式　2,000株
株式会社オーレンジ	150個	普通株式　600株
株式会社ヤマトクリエーション名古屋	20個	普通株式　80株
有限会社三光社	20個	普通株式　80株
株式会社加藤設計	20個	普通株式　80株
株式会社キセキ	150個	普通株式　600株
株式会社日本アドシステム	20個	普通株式　80株

ニ．特定使用人等に対して発行した新株予約権の区分別内訳合計

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	88個	普通株式　352株	58名

(9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	定額報酬		賞与金	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役	6名	54百万円	－名	－百万円
監査役	3	2	－	－
計	9	57	－	－

（注）１．上記支給額のほか、次の支給額があります。
(1) 使用人兼務取締役の使用人給与　２名　８百万円
(2) 使用人兼務取締役の使用人賞与　３名　５百万円
２．取締役のうち、１名については、無報酬であります。
３．取締役の報酬限度額は年額400,000千円（平成８年２月28日定時株主総会決議）であり、監査役の報酬限度額は年額40,000千円（平成８年２月28日定時株主総会決議）であります。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

①　当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　10,000千円

②　上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　10,000千円

③　上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　10,000千円

（注）上記③の報酬等の額には、証券取引法に係る監査の対価として支払うべき報酬等の額が含まれております。

３．決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

貸借対照表

（平成18年４月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,961,946**	**流動負債**	**4,911,019**
現金及び預金	768,579	買掛金	1,364,599
売掛金	1,485,005	短期借入金	2,550,000
有価証券	10,081	１年内返済予定長期借入金	205,788
商品	544,325	未払金	184,579
貯蔵品	899	未払法人税等	370,000
販売用不動産	1,027,078	未払消費税等	31,574
前払費用	24,652	預り金	143,937
繰延税金資産	55,138	前受収益	12,719
その他	75,323	賞与引当金	44,500
貸倒引当金	△29,137	その他	3,321
固定資産	**5,835,012**	**固定負債**	**2,923,281**
有形固定資産	**2,562,834**	社債	220,000
建物	1,039,371	新株予約権付社債	1,000,000
構築物	20,396	長期借入金	1,593,186
車両運搬具	18,443	預り敷金等	107,970
工具器具備品	24,151	退職給付引当金	2,124
土地	1,460,471	**負債合計**	**7,834,301**
無形固定資産	**9,761**	**資本の部**	
借地権	4,498	**資本金**	**608,729**
電話加入権	3,931	**資本剰余金**	**747,277**
ソフトウエア	1,332	資本準備金	747,277
投資その他の資産	**3,262,416**	**利益剰余金**	**590,705**
投資有価証券	152,708	利益準備金	54,942
子会社株式	10,000	任意積立金	195,000
出資金	9,010	別途積立金	195,000
匿名組合出資金	686,338	当期未処分利益	340,763
長期貸付金	1,798,375	**株式等評価差額金**	**30,607**
長期前払費用	11,138	**自己株式**	**△669**
敷金保証金	207,882	**資本合計**	**1,976,650**
差入保証金	9,510		
会員権	79,647		
繰延税金資産	79,462		
長期性預金	240,000		
その他投資等	3,871		
貸倒引当金	△25,530		
繰延資産	**13,992**		
資産合計	**9,810,952**	**負債・資本合計**	**9,810,952**

損　益　計　算　書

（平成17年５月１日から
平成18年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		14,131,936
営業費用		
売上原価	11,819,562	
販売費及び一般管理費	1,613,680	13,433,242
営業利益		**698,693**
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息・受取配当金	11,121	
広告支援金収入	61,581	
店舗開設支援金	82,725	
その他	16,876	172,304
営業外費用		
支払利息	64,910	
社債利息	4,937	
その他	8,776	78,625
経常利益		**792,372**
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	140	
その他	3,171	3,311
特別損失		
固定資産売却損	2,147	
固定資産除却損	1,915	
前期損益修正損	67,757	
減損損失	39,967	
その他	1,362	113,149
税引前当期純利益		**682,534**
法人税・住民税及び事業税		411,874
法人税等調整額		△65,825
当期純利益		**336,486**
前期繰越利益		42,808
中間配当額		38,531
当期未処分利益		**340,763**

貸借対照表及び損益計算書に関する注記

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……総平均法による原価法

なお,匿名組合契約に基づく特定目的会社への出資については、特定目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動体通信機器……個別法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

販売用不動産……個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）によっております。

② 長期前払費用……毎期均等償却をしております。

③ 無形固定資産……定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費について、新株式発行後３年以内、均等額以上の償却をしております。

社債発行費について、社債券発行後３年以内、均等額以上の償却をしております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支払見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100％を計上する簡便法）に基づき計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内にヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(8) その他の重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

② 表示方法

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(9) 会計方針の変更

① 固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用基準」（企業会計基準適用指針第6号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益39,967千円減少しております。

なお減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

② 匿名組合損益の表示区分の変更

匿名組合契約に基づき、特定目的会社へ出資しておりますが、当該匿名組合損益の持分相当額については、従来、営業外損益に計上していましたが、金額的重要性が増すことが予想されること及び、匿名組合投資事業を主たる事業目的と認識するに至ったことから、当期から当該損益の持分相当額が利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理することとしました。

この変更により、従来の同一の基準によった場合に比べ、売上原価は21,550千円増加し、営業利益は同額減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(10) 追加情報

① 固定資産の耐用年数の変更

有形固定資産は従来、法人税法上の耐用年数に従って減価償却を行ってきましたが、当期において、移動体通信関連事業の販売店舗出店及び退店サイクルの早期化に伴い、過去の実績に基づく使用可能予測期間との乖離が明らかになりました。このため、当期から実績に基づく使用可能予測期間による耐用年数５年を採用することとしました。

この結果、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益が30,310千円、税引前当期純利益が98,067千円減少しております。

② 保有不動産の所有目的の変更

保有不動産の一部を賃貸から販売目的へ保有目的を変更し、かつ販売されたことに伴い、当期において建物11,753千円、土地61,614千円が減少し、売上原価が同額増加しております。

２．その他の注記

(1) 貸借対照表に関する事項

① 子会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	21,185千円
長期金銭債権	1,725,803千円
短期金銭債務	16,684千円

② 有形固定資産の減価償却累計額　413,656千円

③ リース契約により使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具、店舗用什器、事務用機器の一部についてリース契約により使用しております。

④ 担保に供している資産

定期預金	266,000千円
建物	466,686千円
土地	721,121千円

⑤ 商法施行規則第124条第３号に規定する純資産額は30,607千円であります。

(2) 損益計算書に関する事項

① 子会社との取引高

売上高	－千円
仕入高	－千円
営業取引以外の取引　受取利息	7,000千円

② １株当たり当期純利益　1,096円62銭

※１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	336,486千円
普通株式に係る当期純利益	336,486千円
普通株式の期中平均株式数	306,839.0株

利　益　処　分　案

（単位：円）

科　　目	金　　額
当　期　未　処　分　利　益	340,763,507
これを次のとおり処分いたします。	
利　益　配　当　金 （１株につき150円）	46,237,788
次　期　繰　越　利　益	294,525,719

（注）１．平成17年１月27日に38,531,490円（１株につき500円）の中間配当を実施いたしました。

２．利益配当金は、自己株式を除いて計算しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年６月22日

株式会社トーシン
　取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員　公認会計士　棚　橋　泰　夫　㊞

業務執行社員　公認会計士　橋　渡　　徹　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社トーシンの平成17年５月１日から平成18年４月30日までの第20期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
　重要な会計方針（9）会計方針の変更①に記載のとおり会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
　重要な会計方針（9）会計方針の変更②に記載のとおり、会社は当営業年度から、匿名組合契約に基づき、特定目的会社に出資している当該匿名組合損益の持分相当額について、利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理しているが、この変更は、金額的重要性が増すことが予想されること及び、匿名組合投資事業を主たる事業目的と認識したことによるものであり、相当と認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

平成18年６月23日

株式会社トーシン

代表取締役社長　石　田　信　文　殿

株式会社トーシン　監査役会

常勤監査役　深　谷　隆　雄　㊞

監　査　役　異　相　武　憲　㊞

監　査　役　藤　田　謙　次　㊞

当監査役会は、平成17年５月１日から平成18年４月30日までの第20期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

（注）　監査役の深谷隆雄、異相武憲、藤田謙次は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

連結貸借対照表

（平成18年４月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,879,212**	**流動負債**	**4,932,312**
現金及び預金	812,716	買掛金	1,364,599
売掛金	1,500,537	短期借入金	2,755,788
有価証券	10,081	未払金	198,823
たな卸資産	1,577,899	未払法人税等	370,299
繰延税金資産	48,941	賞与引当金	47,275
貸付金	838,000	その他	195,526
その他	104,835	**固定負債**	**2,923,281**
貸倒引当金	△13,800	社債	220,000
固定資産	**4,903,936**	新株予約権付社債	1,000,000
有形固定資産	**3,329,115**	長期借入金	1,593,186
建物及び構築物	1,157,016	退職給付引当金	2,124
土地	2,092,343	その他	107,970
その他	79,755	**負債合計**	**7,855,594**
無形固定資産	**10,161**	**少数株主持分**	**－**
投資その他の資産	**1,564,659**	**資本の部**	
投資有価証券	152,708	**資本金**	**608,729**
長期貸付金	72,571	**資本剰余金**	**747,277**
匿名組合出資金	686,338	**利益剰余金**	**555,601**
敷金保証金	227,422	**その他有価証券評価差額金**	**30,607**
繰延税金資産	48,964	**自己株式**	**△669**
その他	376,692	**資本合計**	**1,941,546**
貸倒引当金	△40		
繰延資産	**13,992**		
資産合計	**9,797,141**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**9,797,141**

連結損益計算書

（平成17年５月１日から
平成18年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		14,179,256
営業費用		
売上原価	11,820,169	
販売費及び一般管理費	1,654,724	13,474,893
営業利益		**704,363**
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息・受取配当金	4,121	
広告支援金収入	61,581	
店舗開設支援金	82,725	
その他	17,314	165,768
営業外費用		
支払利息	69,848	
その他	13,714	78,625
経常利益		**791,506**
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	140	
その他	3,171	3,311
特別損失		
固定資産売却損	2,147	
固定資産除却損	1,915	
前期損益修正損	67,757	
減損損失	39,967	
その他	1,362	113,149
税金等調整前当期純利益		**681,667**
法人税・住民税及び事業税		412,174
法人税等調整額		△65,825
当期純利益		**335,319**

連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結子法人等……トーシンリゾート株式会社とさくらアセットマネジメント株式会社を連結の対象にしております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

４．重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……総平均法による原価法

なお、匿名組合契約に基づく特定目的会社への出資については，特定目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。

② たな卸資産

移動体通信機器……個別法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

販売用不動産……個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）によっております。

② 長期前払費用……毎期均等償却をしております。

③ 無形固定資産……定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法　新株発行費について、新株式発行後３年以内、均等額以上の償却をしております。

社債発行費について、社債券発行後３年以内、均等額以上の償却をおこないます。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支払見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内にヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 会計方針の変更

① 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用基準」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引等調整前当期純利益39,967千円減少しております。

なお減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

② 匿名組合損益の表示区分の変更

匿名組合契約に基づき、特定目的会社へ出資しておりますが、当該匿名組合損益の持分相当額については、従来、営業外損益に計上していましたが、金額的重要性が増すことが予想されること及び、匿名組合投資事業を主たる事業目的と認識するに至ったことから、当連結事業年度から当該損益の持分相当額が利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理することとしました。

この変更により、従来の同一の基準によった場合に比べ、売上原価は21,550千円増加し、営業利益は同額減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(9) 追加情報

① 固定資産の耐用年数の変更

有形固定資産は従来、法人税法上の耐用年数に従って減価償却を行ってきましたが、当期において、移動体通信関連事業の販売店舗出店及び退店サイクルの早期化に従い、過去の実績に基づく使用可能予測期間との乖離が明らかになりました。このため、当連結会計年度から実績に基づく使用可能予測期間による耐用年数５年を採用することとしました。

この結果、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益が30,310千円、税金等調整前当期純利益が98,067千円減少しております。

② 保有不動産の所有目的の変更

保有不動産の一部を賃貸から販売目的へ保有目的を変更し、かつ販売されたことに伴い、当連結会計年度において建物11,753千円、土地61,614千円が減少し、売上原価が同額増加しております。

(10) 表示方法

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

５．連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　414,378千円

(2) 担保に供している資産

定期預金	266,000千円
建物	466,686千円
土地	721,121千円

６．連結損益計算書に関する事項

１株当たり当期純利益　1,092円87銭

※１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	335,319千円
普通株式に係る当期純利益	335,319千円
普通株式の期中平均株式数	306,839株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年６月22日

株式会社トーシン
　取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員　公認会計士　棚　橋　泰　夫　㊞

業務執行社員　公認会計士　橋　渡　　徹　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、株式会社トーシンの平成17年５月１日から平成18年４月30日までの第20期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

（1）監査の結果、当監査法人は、上記連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社トーシン及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

（2）会計方針の変更に関する意見は次のとおりである。
①重要な会計方針（8）会計方針の変更①に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
②重要な会計方針（8）会計方針の変更②に記載のとおり、会社は当営業年度から、匿名組合契約に基づき、特定目的会社に出資している当該匿名組合損益の持分相当額について、利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理しているが、この変更は、金額的重要性が増すことが予想されること及び、匿名組合投資事業を主たる事業目的と認識したことによるものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成18年６月23日

株式会社トーシン
代表取締役社長　石　田　信　文　殿

株式会社トーシン　監査役会
常勤監査役　深　谷　隆　雄　㊞
監　査　役　異　相　武　憲　㊞
監　査　役　藤　田　謙　次　㊞

当監査役会は、平成17年５月１日から平成18年４月30日までの第20期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

（注）　監査役の深谷隆雄、異相武憲、藤田謙次は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第20期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（20頁）に記載のとおりであります。

当社は財務体質の強化及び経営基盤の充実を図り、安定した配当を維持し適正な利益処分に取り組んでいく方針です。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績及び今後の経営環境や業績見通しなどを総合的に勘案いたしまして、１株につき150円とさせていただきたいと存じます。（これにより、中間配当金を含めました年間配当金は１株につき650円となります。）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年５月１日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①　インターネットによるアクセスの利便性を考慮して、株主総会参考書類等を周知性の高い方法で開示することができるよう必要な規定を新設するものであります。

②　取締役会において書面決議が認められたことから、経営判断を機動的に行えるよう全取締役の同意があり、全監査役の異議がない場合に限り、取締役会を開催せずに、取締役会の決議を認める規定を新設するものであります。

③　今後の人材確保を円滑に行うため、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員の同意を得ております。

④　会計監査人については、機関としての位置付けを明確にすべく、新たに章を新設し、厳しい経営環境のもとで、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社と会計監査人との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。

⑤　その他、「会社法」及び「整備法」の施行に合わせ、会社法上の用語との整合性の確保、整備法により定款にその定めがあるとみなされていた事項についての明確化、その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(23)　（条文省略）	(1)～(23)　（現行どおり）
(24)　上記に付帯する一切の業務	(24)　前各号に付帯関連する一切の事業
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（新　設）	（機　関）
	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	(1)　取締役会
	(2)　監査役
	(3)　監査役会
	(4)　会計監査人
（公告の方法）	（公告方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。 http://www.aspir.co.jp/koukoku/9444/9444.html ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数）	（発行可能株式総数）
第５条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（新　設）	（株券の発行）
	第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）
（基準日） 第７条　当会社は、毎年４月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２．本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３．当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株原簿の記載又はその他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株原簿の記載又は記録その他株式又は端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の定めのある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第９条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第10条　当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	（招集） 第10条　当会社の定時株主総会は、毎年７月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年４月３０日とする。
第11条（条文省略）	第12条（現行どおり）
（決議の方法） 第12条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ２．商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	（決議の方法） 第13条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（議決権の代理行使） 第13条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第14条（条文省略）	第16条（現行どおり）
（取締役の選任） 第15条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。	（選任方法） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第16条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第18条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第17条　（条文省略） ２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第20条　（現行どおり） ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第18条　（条文省略） ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第21条　（現行どおり） ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第19条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	（取締役会の決議方法） 第22条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	２．当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（代表取締役及び役付取締役） 第20条　代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ２．取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第21条　当会社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。 ２．当会社は社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。	（削除）
（取締役の報酬） 第22条　取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第24条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の員数） 第23条　（条文省略）	（員数） 第25条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第24条　監査役は株主総会において選任する。	（選任方法） 第26条　監査役は、株主総会において選任する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２．監査役の選任決議は、議決権のある株式総数の３分の１以上有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第25条　監査役の任期は、就任後４年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第27条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第26条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第28条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第27条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第29条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議の方法） 第28条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（監査役会の決議方法） 第30条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役の責任免除） 第29条　当会社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の報酬） 第30条　監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	（報酬等） 第31条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（監査役の責任免除） 第32条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第33条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（任期） 第34条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新設）	（会計監査人の責任免除） 第35条　当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第6章　計　算	第7章　計　算
（営業年度）	（事業年度）
第31条　当会社の営業年度は、毎年５月１日から翌年４月30日までの年１期とする。	第36条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月30日までの１年とする。
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。
（利益配当金） 第32条　利益配当金は、毎年４月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年４月30日とする。
（新設）	２．当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。
（新設）	３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
（中間配当） 第33条　当会社は、取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第34条　利益配当金及び中間配当金は支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第39条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役（６名）全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
1	石田信文 (昭和35年１月３日生)	昭和55年５月　個人商店の石田工業を創業 昭和61年７月　有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年４月　当社設立、代表取締役社長就任 現在に至る	株 21,679.92
2	原田国保 (昭和29年３月28日生)	昭和60年３月　株式会社パレモ入社 平成11年９月　当社入社 平成12年４月　当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉　当社企画部長	930.0
3	石田ゆかり (昭和37年４月25日生)	昭和61年７月　有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年４月　当社設立、取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉　当社総務部長	11,016.0
4	宮川勝美 (昭和26年８月13日生)	平成８年９月　北川工業株式会社入社 平成12年１月　株式会社あヘッド入社 平成12年８月　当社入社管理部マネージャー 平成13年７月　当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉　当社管理部長	844.0

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
5	山本政永 (昭和31年1月1日生)	昭和62年４月　日本テレコム株式会社入社 平成６年10月　株式会社東海デジタルホン出向 平成13年11月　ジェイフォン（現ボーダフォン）株式会社東海営業統括部部長 平成14年７月　当社取締役就任 現在に至る	株 －

（注）　１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．山本政永氏は、社外取締役の候補者であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

現在、監査役は３名でありますが、監査体制の強化充実を図るため、２名増員いたしたく存じます。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
1	志水義彦 (昭和31年11月12日生)	昭和54年４月　株式会社丸麦入社 平成14年７月　クリーン開発株式会社入社 平成18年７月　当社入社 （現在に至る）	株 －
2	足立龍三 (昭和15年８月25日生)	昭和39年４月　東邦ガス株式会社入社 平成５年12月　同社商品開発部長就任 平成８年３月　新コスモス電機株式会社入社 平成18年６月　同社監査役（非常勤）就任 （現在に至る）	－

（注）　１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．足立龍三氏は、社外監査役の候補者であります。

以　上

メ　　モ